

○危害予防規程届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第26条 一般則第63条
 液石則第61条
 コンビ則第22条

適用

- ・新たに第1種製造者になった場合（制定）
- ・第1種製造者が危害予防規程届に変更が生じた場合（変更）

必要書類

（制定時）

1. 危害予防規程届書（一般則様式第32、液石則様式第31、コンビ則様式第13）
2. 危害予防規程
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

（変更時）

1. 危害予防規程届書（一般則様式第32、液石則様式第31、コンビ則様式第13）
2. 変更後の危害予防規程とともに、新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

【危害予防規程に定めるべき事項】

- ①製造施設及び製造帆法の技術上の基準に関する事項
 - ②保安管理体制及び保安統括者等の職務に関する事項
 - ③製造設備の安全な運転及び操作に関する事項
 - ④製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項
 - ⑤製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項
 - ⑥危険時の措置とその訓練方法に関する事項
 - ⑦大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事項
 - ⑧協力会社の作業の管理に関する事項
 - ⑨この規定の周知方法及び違反した者に対する措置に関する事項
 - ⑩保安に関する記録に関する事項
 - ⑪この規定の作成及び変更の手続きに関する事項
 - ⑫その他災害発生防止に関する必要事項
 - ⑬製造施設を新設し、又は変更する場合の安全審査に関する事項（コンビ則適用事業所）
- ※大規模地震対策特別措置法による自身防災対策強化地域内にある事業所のうち特に定められる事業所については、地震防災に関する所定の事項の追加が必要